

付表

「山形C12号」生産者登録の提出書類の整理表

(1) 新規購入分を申請する場合（申請期間のみ受付）

内 容	提出書類	備 考
申請期間内に新規購入分を申請する	・様式第1号 (植栽計画含む)	申請期間内の提出が必要 (通常は12月～1月頃)

(2) 登録内容を変更・廃止する場合

内 容	提出書類	様式第3号の チェック箇所	備 考
・同居する親族に <u>経営移譲</u> した ・相続に伴い <u>経営主を変更</u> した ・法人の <u>代表者を変更</u> した		変更・名義変更	
植栽した 「山形C12 号」の一部 の樹を(が)	・ <u>同居する親族以外の登録生産 者に<u>経営移譲</u>または<u>譲渡</u>した</u>	・様式第3号	経営移譲・譲渡・ 貸付けを受けた方 は、様式第1-2号 の提出が必要【下 記(3)】
	同居する親族以外の登録生産 者に <u>貸付けた</u> （園地貸付等）	変更・貸付	
	伐採した・ <u>枯死</u> した	提出不要	—
植栽した 「山形C12 号」の全 ての樹を (が)	同居する親族以外の登録生産 者に <u>経営移譲</u> または <u>譲渡</u> した	廃止・譲渡	経営移譲・譲渡・ 貸付けを受けた方 は、様式第1-2号 の提出が必要【下 記(3)】
	同居する親族以外の登録生産 者に <u>貸付けた</u> （園地貸付等）	廃止・貸付	
	伐採した・ <u>枯死</u> した	廃止・伐採・枯死	
	管理できなくなり、放任園とな った	廃止・放任園	

(3) 経営移譲・譲渡・貸付けを受けた方が、登録内容の変更を行う場合

内 容	提出書類	備 考
同居する親族以外の登録生産者から、植栽 されている「山形C12号」を経営移譲、譲 渡、貸付けを受けた	・様式第1-2 号（植栽計画含 む）	※登録生産者でない方が、4本以下で 譲渡または貸付けを受ける場合は、登 録（申請）本数が5本以上になるよう に、苗木（樹）を入手する。

※例：令和8年3月に3本譲渡（もしくは貸付け）を受けた

→令和9年度登録受付時に2本以上追加で申請（登録本数が合計5本以上）

(4) 提出先

所属する各とりまとめ団体を必ず経由し、山形県農林水産部園芸天国推進課に提出。